



## 憲法改正に関する学習会

～憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラム～

日時：2018年11月10日（土）午後2時開会

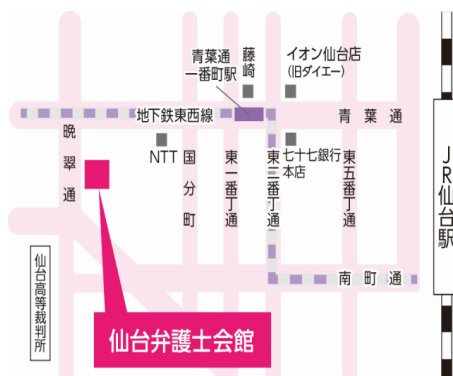
場所：仙台弁護士会館 4階大ホール

- 内容：
- ①日本国憲法の基本原理  
講師：鶴見聡志弁護士（仙台弁護士会・憲法委員会委員）
  - ②自民党憲法改正4項目素案の解説  
講師陣（全て仙台弁護士会・憲法委員会委員）
    - ・9条改正について：野呂圭弁護士
    - ・緊急事態条項について：東田正平弁護士
    - ・参院選「合区」解消について：藤原稔英弁護士
    - ・教育の充実について：増田友弁護士
  - ③憲法改正手続きに関する問題点  
講師：宇部雄介弁護士（仙台弁護士会・憲法委員会委員）

入場無料・事前予約不要

今年3月、自民党から、改憲4項目素案が公表されました。また、9月20日には、憲法改正について「あと3年でチャレンジしたい。」と述べていた安部晋三氏が自民党総裁に選任され、憲法改正が現実味を帯びてきました。そのため、憲法改正の最終的な決定権者である我々国民も、その内容について理解し、憲法改正の是非について真剣に考える必要があります。また、憲法改正手続きにも様々な問題点が含まれています。そこで、仙台弁護士会では、今一度日本国憲法の基本原理を理解するとともに、憲法がどのように変えられようとしているのか、その手続上どのような問題点があるのかを理解するための学習会を企画することと致しました。

仙台弁護士会憲法委員会所属の委員が講師を担当し、分かりやすく解説致しますので、皆様是非ご参加ください。



主催：仙台弁護士会

共催（予定）：日本弁護士連合会

お問い合わせ先：仙台弁護士会

TEL 022-223-1001

仙台市青葉区一番町2丁目9-18